

(別紙)

全数届出見直し後の取扱い（9月26日から）

1 全数届出見直しの概要

- (1) オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、9月26日より、全国一律で、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を次の4類型に限定

【4類型】

- a. 65歳以上の者
- b. 入院を要する者（当初、発生届の対象外であった者が、体調悪化等により療養途中で受診し、入院となる場合を含む）
- c. 重症化リスクあり、かつ、「新型コロナ治療薬の投与」又は「新たに酸素投与」が必要な者
- d. 妊婦

- (2) 全数届出の見直し後も、発生届の対象とならない方を含め、感染者の総数は、引き続き把握

2 医療機関における取扱い

- (1) 発生届対象者（4類型該当者）

【対応】 ①陽性告知、②発生届

⇒ 従来どおり、療養の案内や健康観察は保健所で行う

- (2) 発生届対象外の者

【対応】 ①陽性告知、②チラシ（道が作成※1）による案内（陽性者健康サポートセンター等）

〔チラシについては、スマートフォンを使用している方用に掲示いただく
ほか、スマートフォンを使用していない方に配付をお願いします。〕

⇒ 自宅等での自主療養となる、体調悪化時は「陽性者健康サポートセンター」に相談

- (3) 陽性者数の報告

・毎日の陽性者総数（上記(1)+(2)）について、年代別に報告（HER-SYS※2）

※1 チラシの掲載事項

- ・自主療養・療養期間の説明
- ・健康相談窓口（陽性者健康サポートセンター）の連絡先
- ・食料品等（自宅療養セット）の申込の連絡先
- ・宿泊療養受付の連絡先
- ・上記支援内容等を説明する道ホームページのリンク（QRコード）
（北海道コロナチャットポットシステムから各支援内容へ誘導します）

※2 陽性者数報告

- ・HER-SYS入力による報告（困難な場合は保健所にFAX等で報告）
※HER-SYSの入力に可能な限りご協力をお願いします

3 北海道陽性者登録センターについて（9月13日から運用）

- (1) 機能

- ① 自主検査希望者に対し、当面の間、Web申込みにより抗原定性検査キットを無料配付
- ② キットを用いた自主検査により陽性疑いとなった場合、Web申込みにより陽性判定
- ③ 道（新型コロナウィルス感染症対策指揮室）への陽性者数の報告

- (2) 対象者

65歳未満で、次の要件に全て該当する者（発生届の対象外者）

- ・保健所設置市（札幌、旭川、函館、小樽）以外の市町村
- ・有症状で軽症
- ・重症化リスク（妊婦、透析患者、抗がん剤治療中または治療直後）なし
- ・医療機関の受診までは必要ないが、検査（判定）結果のみ必要

4 北海道陽性者健康サポートセンターについて（9月26日から運用）

(1) 機能

- ・陽性者からの体調悪化時等の相談に対応する（24時間）
（必要に応じ、保健所と連携）

(2) 対象者

自宅で療養している陽性者

【参考：発生届の対象外である陽性者へのサポート体制】

設置主体	自主検査による陽性者への対応	療養中の健康相談機能
北海道 （道立保健所管内）	陽性者登録センター 9/13運用開始	陽性者健康サポートセンター 9/26運用開始(9/22設置)
札幌市	陽性者登録センター 5/1運用開始	陽性者サポートセンター 5/1運用開始
旭川市	陽性者登録窓口 （9/26運用開始予定）	陽性者サポート窓口 （9/26運用開始予定）
函館市	・医療機関でキット配布	療養者相談センター （現行体制で対応）
小樽市	小樽市陽性者登録窓口 8/25運用開始	健康観察フォローアップセンター 9/26運用開始

R4.9.26～

新型コロナウイルス感染症と 診断された方へ

(R4.9.21現在作成)



北海道



詳細はこちら↑
北海道コロナ
チャットボット

症状が軽い方は、ご自身の健康管理による自宅療養をお願いしております。

発症から2～3日は38℃以上の高熱が続くことがあります。また、咳やのどの痛みは長引くことがあります。多くの方は、いずれの症状も日数の経過とともに軽快します。つらいときは解熱・鎮痛剤などを服用し、十分な水分をとって療養しましょう。

体調が悪化した場合は「**北海道陽性者健康サポートセンター**」へ相談してください。

北海道陽性者健康サポートセンター 0120-303-111 (24時間)

※医療調整等、必要に応じて道立保健所と連携します。

※65歳以上の方、入院が必要な方、医師が治療薬又は酸素投与が必要と判断した方、妊娠している方については、保健所等による健康観察を行うとともに、必要に応じて保健所から連絡を行うことがあります。

療養期間

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
症状のある方 発症日	発症日を0日目として7日間かつ症状軽快から24時間経過							療養解除	10日目まで健康確認			
症状のない方 検査日	検査日を0日目として7日間								療養解除			
	5日目の検査で「陰性」が確認できれば6日目から解除可能					7日目まで健康確認						

※療養が解除になっても、症状があった方は10日間、症状が無かった方は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温などご自身による健康状態の確認やマスクの着用など感染予防行動の徹底をお願いします。

自宅療養セット受付 (食料品等)

①Web (24時間)

②電話 **050-3818-7886**

受付9:00～17:00



備蓄がない方などに、速やかにお届けするため、ご家族等による買い出しなどの支援が受けられる方は、ご自身での確保にご協力をお願いします。

宿泊療養受付

【現在調整中】

(25日までの検査判明分については、今までどおり保健所で調整を行います。)

対象・療養場所のない旅行者など
・重症化するおそれがある方と同居しているなど、家族感染のリスクが高い方

* 医療機関受診の際や、自宅療養セット・宿泊療養の申込時に、**診断に係る説明書や診療費領収書(明細書含む)**が必要になることがありますので、大切に保管してください。

* 保健所では療養証明書の発行はできません。上記QRコード(北海道コロナチャットボットシステム)から確認願います。

札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方は対応が異なります。各市ホームページをご覧ください。